

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年3月7日（水） 午後1時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	仮屋 国治 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員	脇元 敬 君	委員	脇元 操 君
----	--------	----	--------

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口 剛 君	総務課長	塩川 剛 君
人事研修G長	橋口 洋平 君		
企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	川路 和幸 君
企画政策G長	西田 正志 君	男女共同参画推進G長	安田 律子 君
企画政策G主査	徳留 要一 君	男女共同参画推進G主任主事	横山 雅春 君
土木課長	馬場 義光 君	土木課道路整備第1G長	有馬 正樹 君
土木課道路整備第1G主査	丸山 省吾 君		
教育部長	阿多 己清 君	学校教育課長	山口 幸彦 君
生涯学習課長	山下 修 君	学校教育課長補佐	橋口 昭夫 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

議案第9号 霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第10号 霧島市男女共同参画推進条例の制定について
議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について及び
議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

[開会 13:00]

○委員長（常盤信一君）

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で当委員会に付託されました議案4件、及び継続審査となっておりました陳情1件についての審査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りしますが、お手元に配付しております会次第の関係でございしますが、最初に陳情第17号が掲載されておりますけれども、審査時間の都合により、これを最後にもっていき、順次繰り上げて審査をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[(はい) という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。それから、本日、退職女性教職員連絡協議会の方が2名傍聴を希望されておりますので、許可してよろしいでしょうか。

[(異議なし) という声あり]

異議なしと認めます。また本日、脇元敬委員と脇元操委員の2名が、都合により欠席の届けが

出ておりますので、ご承認ください。ここでしばらく休憩します。

[休憩 13:01]

[再開 13:03]

△ 議案第 10 号 霧島市男女共同参画推進条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第 10 号、霧島市男女共同参画推進条例の制定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

それでは、議案第 10 号「霧島市男女共同参画推進条例」の制定について、ご説明申し上げます。まず、本条例の目的でございますが、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の実施に関する必要な事項を定めようとするものでございます。次に、本議案を提案するに至った経緯について、ご説明申し上げます。平成 20 年 3 月に策定した「霧島市男女共同参画計画」には、「平成 21 年度末までに、男女共同参画条例の制定について検討する。」と明記しておりますが、その策定過程において、条例制定についても議論がなされるところであり、その結果、まずは計画の推進を優先することとなった次第であります。このことを受け、平成 21 年度に条例制定の必要性等について、庁内で組織する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」での協議や、市民等で組織する「霧島市男女共同参画推進懇話会」のご意見を踏まえ、平成 23 年度末までに条例制定を目指し、作業を進めることとなり、今回、提案する運びとなったところでございます。本条例の作成に当たりましては、「霧島市男女共同参画推進懇話会」からいただいたご提言や鹿児島県の助言等を十分に踏まえながら、「霧島市男女共同参画推進連絡会議」で検討し、市民へのパブリックコメントを実施いたしましたところでございます。詳細につきましては、企画政策課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（川路和幸君）

それでは、私の方から、条例案の内容について、ご説明申し上げます。事前にお配りしております、参考資料「霧島市男女共同参画推進条例案の構成図」に沿ってご説明いたしますので、議案と見比べながらご覧ください。本条例は、前文と 28 の条文によって構成されております。まず、参考資料の表題の下に、条例の前文の一部であります「男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる霧島市」と記載しておりますが、前文におきましては、男女共同参画の推進に向けた決意をうたっております。次に、四角の外枠が条例の目的であります第 1 条、そして、第 2 条では、用語の定義を定めております。次に、第 3 条では基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行の影響についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「男女の性と生殖についての理解」、「教育や学習の場における配慮」、「国際的協調」の 7 つを掲げております。なお、第 1 号から第 4 号及び第 7 号の 5 つの理念につきましては、男女共同参画社会基本法に準じた基本理念であり、第 5 号及び第 6 号の 2 つの理念につきましては、本市独自に追加したところでございます。次に、第 4 条から第 6 条では、「市」・「市民」・「事業者」の責務について規定しており、同基本法を参考にして定めたところでございます。なお、「市民」及び「事業者」の責務については、努力規定となっております。次に、構成図の真中の右側の第 7 条では、男女共同参画に関する教育の推進を、構成図の右下の第 8 条では、「阻害行為の禁止」として、「性別による差別的取扱いの禁止」、「セクシュアル・ハラスメントの禁止」及び「ドメスティック・バイオレンスの禁止」、第 9 条では、「公衆に表示する情報に関する留意」について定めております。次に、第 10 条から第 20 条までは、市が男女共同参画を推進するための基本的施策として、「推進体制の整備」や「男女共同参画基本計画の策定」など 11 の項目について定めております。次に、構成図の一番下の第 21 条から第 27 条では、霧島市男女共同参画審議会について定めており、第 28 条

が「委任」の規定となっております。以上が本則であります。次に、附則第1項「施行期日」につきましては、条例の施行日を平成24年4月1日と定め、同第2項「経過措置」につきましては、平成20年3月に作成しました「霧島市男女共同参画計画」は、第11条第1項の規定に基づき、策定された基本計画とみなす旨を定めております。これで、私の説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

まずですね、私は本会議の中でも待望久しい条例が提案されましたと、大きな感慨を持ってこの条例案を見させていただいたところですが、今説明がありました中で、ちょっと背景をお尋ねしておきますけれども、21年度末までに条例制定について検討するというので、21年度末もしくは22年度あたりには提案をなされるのかという思いでいたわけですが、少しは触れられておりますけれども今の説明の中で、23年度末ぎりぎりの提案になった経緯について、もう少し説明をお願いします。

○企画部長（川村直人君）

法律に基づきまして本市の男女共同基本計画というのが定められておまして、その計画を策定するときに、先ほどちょっと申しましたけれども条例制定もしていただきたいような発言もあるように聞いております。そこでいろいろな議論がなされ、結果として現在のこの基本計画には21年度までに条例の検討を行うということで一応とどめておまして、それを受けまして21年度に制定すべきかどうか、必要性などの議論がなされて、そしてそこで、では制定する方向で作業を進めましょうということで、一応市長のほうもそれを了承されまして、そして2年程度かけていろいろ勉強も兼ねながらやろうというようなことで、22年、23年とずっと作業を進めて今回の提案の運びとなったということでございます。

○委員（植山利博君）

市長も最初の選挙のときから、いわゆるマニフェストの中には男女共同参画社会の実現という表現をされておまして、市長の当選の直後からこのことについては一般質問でも何度か議論をさせていただいたわけですが、今回提案をされたことは評価するわけですが、少し遅きに失したかなと、正直な気持ちとしてはそういうふうに思っております。1999年に基本法が制定されてから、これまで県内では6市町で条例制定がなされているわけですが、霧島市が7番目ということになったということはですね、もう少し早い提案がほしかったなという感想を冒頭述べておきます。そこで、本会議の一般質問の中でやり取りがありました、この条例を作って何をどうしたいのかと、いわゆる目的ですね。この条例の中でも目的はうたっていますけれども、部長の答弁はこの基本法に則って、基本法の目的を実現するために、市の責務をうたわれているので、この条例にうたった目的のために条例提案をしているんだという表現だったと思うんですね。それは当然そうなんですけれども、小学生にも分かるような言葉で、何をこの目的はうたおうとしているのかということ徳田議員も聞きたかったんだと思うんですよ。立場は違っても、やはりそのところをしっかりと提案されている執行部が、どういう目的のためにこの条例をつくらうとしているのか、結果としてこの条例が制定されてどういうふうに変わっていかなければならないのかということ、しっかりと認識をした上で目的というものを、部長の言葉で答弁がほしかった、もしくは課長の言葉で答弁がほしかったなと思っております。改めてこの条例制定をする目的をお尋ねしておきます。

○企画部長（川村直人君）

なかなかですね、自らの考えでということですが、一般的に表しているのは、条例に書いてあるとおりでございますけれども、その思いというのはですね、今回提案をしております条例の前文に載せているところでございます。植山議員の方からも一般質問の冒頭のところでいろいろ男女共同参画社会の実現について思いも述べられているところですが、やはり、今の現状認識、それから市の責務、あるいはその条例が形式的なものではなくて、実施状況などの検証あるいは、公表まで踏み込んだ形でやっていきたいというような形で、私たちも条例制定に携わってい

るところでございます。法に基づく基本計画とは申しましても、やはり条例で市の考え方をきちっとしたい込んで、そして法並びに条例で男女共同基本計画を条例で定めることによって、市としての考え方をきちっと公表し、そして、男女共同参画の施策に関するものを、総合的にかつ効果的に展開していこうということで明確にしたということで、あくまでも条例は議会の議決を受けて制定をするわけですので、霧島市としての男女共同参画の考え方というのをこれできちっとした形で示すことができるということで、今回提案をさせていただいたと考えております。

○委員（植山利博君）

非常に抽象的ですけど、私はですね、要するにもう性別にとられることなく、やはりそのらしく生きられる社会を作っていきたいと、その願いだと思っておりますよ。今、世界中にそうですけれども、少子化の傾向にあって、人口が急激に減少していく社会の中にあつてですね、女性ももっと社会進出をして、女性が女性らしく、男性も男性らしく自分らしく生きられる社会を、全ての人が自分らしく生きられる社会を構築する、その基本になるものがこの基本法であり、条例であるというふうには私は理解しております。ですから、そういう意味ではですね、ここに、個別に入っていきますけれども、市の責務、それから事業者の責務、市民の責務ということで、教育の推進となっておりますけれども、私はここも、教育の責務とするべきだというふうには、個人的には思っております。なぜかという、その前のすべての文章のところですね、家庭において市がどうだ、事業者がどうだ、家庭と仕事の両立をするような取り組みをすべきだということや、教育の在り方がいかに大事かということや、責務、責務、責務ときて、推進と来ている。これは、始良の条例も見ました、ほかの条例も見ました。多くの自治体の条例が、この推進となっているんですよ。ということはですね、やはり私は推進では弱いと、ここは責務とすべきだというふうには思っておりますが、この前、本会議の中でも教育委員会で答弁がありました。このことについてですね、同じようなことになりすけれども、どういう経緯で推進となったのか、責務とすべきではないかという議論もあったというふうには聞いておりますけれども、その辺の懇話会等でのやり取りを少しお示しをいただきたいと思っております。

○教育部長（阿多己清君）

今のご質問については、本会議で、一般質問の中でお答えをしたとおりなんですけれども、確かにそういう懇話会の条例の素案の中では教育の責務ということでお示しをいただきました。教育委員会内部でも、その素案を基にいろいろ議論をしましたが、私どものほうは、市の責務という部分に当然教育委員会も入りますので、この部分を市の機関でもあるわけですし、また、その他の機関や民間において教育に携わる者という部分の方々については、市民の部分それから事業者の部分にも入るわけでありまして、あえてここで教育に携わる者を特化して示す必要はないんじゃないかというご意見を教育委員会の方から申し上げました。その中でも、懇話会ではそういう教育の分野というのをすごく重要視されていらっしゃるということで、そういうご意見をいただきましたけれども、当然私どもは当然に教育のその男女共同という部分でも必要なものと、教育が果たす役割というのには必要なものという認識はしておりましたので、その部分で、推進という部分でとどめていただきたいということで申し上げて、この、今の条例案になったところであります。決して、そういう、私どもに、あまり教育の分野だけを強く言われるのがありましたので、そういう状況でありました。

○委員（久保史郎君）

今の関連でございますけれども、実質的にですね、これは霧島市の男女共同参画計画なんですけれども、実際これを、日本の国そのものが、女性のほうが議会に対する参政権なんか遅れてですね、認められてきた。あるいは世界各国においても、今でもですね、女性が非常に低い位置、あるいはそういう取り扱いを受けているという国があるわけなんですけれども、実質的にこういう条例案まで作っていかねばならないということに関しましてはですね、言葉自体からが非常に難しくなってくるわけですよ。条例ができるちゅうことは、私は非常にいいことだと思いますけれども。それはもう、この中でもその人と自然が輝き、人が拓く、これは市長のそういう大きな目標なんですけれども、例えば男女という言葉「ひととひと」という読み方をしていると、いうことですよ。「おとこあるいは

おんな」という読み方をしていないという問題点がまず出てきます。こういうことを書いてあると思うんですよ、説明の中でも。それから、各、この中のですね、いろんなアンケートがとってあります。アンケートがとってある中でもですね、例えば、多くの人たちが、アンケートに当てはまって、ドメスティック・バイオレンスにあらうとセクシュアル・ハラスメントであらうとですね、過半数の人たちがそういう被害を行けているかという、ほとんど受けていらっしやらない訳ですよ、たいいていの方は。家庭においても。非暴力的であるかどうかというのは、アンケートで出てきております。例えば、学校教育における男女平等意識の醸成を妨げる要因として、男らしく、女らしくふるまうように言うことを、非常にそう思うという人たちやら、ややそう思うという人たち、あまり思わないという人たちを統計を取りますとですね、80%近くがそう思っているわけですよ。男性は、男性らしく、女性は、女性らしくというですね、そういう捉え方も出てきているわけです。アンケート結果の中ではですね。また、そのほかのいろんなところの職場等のそういういろんないやがらせ等を受けたという形の中、だからそういう形の、例えば平等でなければいけないという条例を作らなければいけないという形の中では、ごく一部の人たちがやっぱりいらっしやるから、そういう形ですね、みんなそういう男性も女性も平等にといえないんだという形になっているとは思いますが、それからいきますと、先ほど阿多部長が言われましたけれども、教育の分野においてはですね、やっぱり、男女の差別をなくするという観点の長年に渡る、やっぱり子供たちにですね、そういう教育が今までの中でなかったんじゃないかと思うんですよ、戦後教育の中で。男女は平等だというのが。だから、そこら辺をやったりある程度、一から捉えていくような教育姿勢でないとはですね、本来これは、こういうことがあってはいけないことを、条例まで作って、やっていかなければならないという立場になってるんじゃないかと思っておりますので、ですから懇話会の中でもそうやって教育に占める分野の責任が大きいんじゃないかという話になったんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

仰せのように、教育の分野、特に学校教育というのが、子供たちの見方や考え方を育てる非常に重要な役割をしているというのは、私も教員の一人として把握しているところでございます。また、今、あるありました背景や必ずしもうまくいかなかった部分の中に、その一助を、小さい子供のころからきちっとして、十分でなかった面もあるのは、そうかと把握しているところでございますが、現在、学校教育における基本的な考え方の中核の中に、人を人として、男性は男性、女性は女性という基本的な関係は全ての理念の中に入っていて、それに違う型での教育はあり得ないと、基本的にはそういう、ただそれが、基本的には人間それを学びながら、子供たちが行動に移したり、なかなかそれを理解できなくて、違った形で動いてしまうのは事実でございますので、それを修正しながらまた、ありがたい正しい方向に子供を向けていくというのも教育の役割でございますので、今ありましたように戦後教育の中に、反省すべきものは素直に反省しながらも、現在新しく、小学校が今年から始まりました、また、中学校が今度の4月、新年度から始まります新学習指導要領におきましても、あらゆる分野のところに、例えば、教科、道徳、そして総合的な学習、道徳のすべての分野において、この理念というのはいかされた形で具体的な学習が進むようになっていっていると捉えているところでございます。従いまして、ある一つの一時間の授業をしたから明日からこうだとか言うことでは当然ないわけですが、小学校・中学校・高校という中においてみて、一つの考え方でできている指導要領を教員が正しく、そして子供たちにわかり易く学習させることによって、この条例の中で目指している男女共同参画の一因を担うものとして、子供たちの育成をするように今なっているのではないかと。それが、おっしゃるように、必ずしもそれがなくなっている面が全くありませんということには自信がないところでございますけれども、そういうふうな努力しなければならないということは承知しているつもりでございます。

○委員（久保史郎君）

そういう今後も取組みをくださる中で、教える先生がそういう家庭内において個人の人格として、そういう差別のない家庭内での生き方をしているかどうかなどということも問題になると思うんです。家に帰れば一家の主人として、言葉は悪いかもしれませんが、威張り散らして奥さんの協力

なんか何もしないで、学校に行ったら先生として子供たちはこうでなければいけないですよ、という
ような形の指導者であってはならないと私は思っているんです。ですから、おのずから通常であれば、
どの男性であっても男性の仕事、女性の仕事は別に今、特に若い人たちはそうですけれども、子育て
も半々でしたり、家庭の食事と一緒に作ったり、いろんなそういう事業分担は男性女性の区別がない
教育指導であってならなくては、子供たちだけ説くですね、そういう先生であってはならないと思っ
ていますけどいかがですか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

おっしゃるとおりだと思います。私が、個人としてお話をしたときに、ここにうちの妻が居れば後か
らそうじゃないと言われても仕方がないと、自分の振替も致しますけれども、その教団に立つ者、ま
ずは自分の生活の中で、自分の家庭においても家族において見ても、私も娘もおりますし、妻も降り
ますので、そういう中において見れば、そういう実践がコツコツとできることがまさしく教団に立っ
たときの背景にあるのではないかなと思います。立場上は、教員の把握をする立場におりますので、も
し職場の中に、例えばセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の女性に対する
暴力というのがこれはもうやってはならない行為ですので、職場の中で行われてた場合については、
きちっとした対応をするように断固として対応いたしますが、意識として家庭内の日常生活の中で、
この理念に立ったことでの生活をするようにつきまちは意識改革の分野でもありますので、管理職
等を通しながら、今後も教員への啓発については努力をしていきたいと考えているところです。

○委員（久保史郎君）

ぜひともそういう取組みを、個人においてもそれぞれ教職員が身を持って示す取組みをしていた
だきたいと思います。次に、これは20年だったと思うんですけれども、それぞれの市の庁舎内におい
て、女性のそういう参画社会をどのように取組みを現在までしていращやるか、それともこの条
例ができてからそういう取組みをするのかということをお伺いします。それはなぜかといいますと、
1市6町ですよ、1市6町に総合支所が5つありまして、隼人庁舎が分庁舎が1つ、その中で各総
合支所長なんか全部男性なんです。1人も女性がいらっしやらないわけです。また、この本庁舎の、
あるいは隼人分庁舎においても、なかなか部課長さんたちは女性がいらっしやらない。これは、市の
責務とあるわけですから、まず市自体がそこら辺のやはり、市民にあるいは市の一般の事業者に対
して見本になるような取組みをまずしていただきたいというのが、一番最初だと思いますけれどもい
かがですか。

○企画部長（川村直人君）

本市におきましても、管理職それから管理職以外の役職、課長補佐あるいは係長、今グループ長と
いいますけれども、そういうものの比率を、目標を掲げながらそういった率が少しでも高くなるように
人事のほうでもそういうのは意識をされていると思っております。

○委員（下深迫孝二君）

今その、職場の女性職の管理職は少ないということは今言われましたけれども、これはあくまでも
能力にあった仕事をさせていращやるんだらうと、私は思っているんです。いくら男女共同参画時代
となんだかんだ言っても、無理して引き上げたがためにその人が職場についていけなくなるというよ
うなこともあるんじゃないかと思うんです。男性にしても女性にしてもです。そこら辺は適材適所と
いう形で、私はされているもんだらうと思っています。ただ、今、保健福祉部長、女性で部長さんです
よね、そして課長さんも何名かいらっしやいます。能力のある人はどんどんそうしていただい
ければいいことであって、調整を取るがために、人事においてその人を潰してしまうということもある
わけですから、それはやはり能力のあった形の職場で働いていただくということが私は適切じゃな
いと思うんですが、そこらへんは部長、どのようにお考えですか。

○企画部長（川村直人君）

委員のおっしゃるとおりでございます。まずは適材適所というのが、やはり原則でございます。これ
は、今回のこの条例の中にもそういった性別ではなくて、やはりその人の能力にあった形でしなさい
というのが今回の条例にも載っておりますので、それは委員のおっしゃるとおりでございます。ただ

やはりそういった管理職雇用あるいは市の審議会などへの女性の採用とか、そういうのが数的にやはり率的には非常に少ないということでございますので、固定的な役割分担ではなくて、もちろん能力主義でこういった人事というのはされると思いますが、やはりそういうことについても当然配慮をしながらやっていくと、そういう意味でございます。

○委員（下深迫孝二君）

ついでに申し上げますと、我々この議会人も、男の人が出ても女の人が出ても出馬するのは誰でもできるんです。ただ、女性の方が出馬をされているのが少ないというだけのことです。何もそこを女性が何人までよと、規制しているわけでもなんでもないわけです。そこら辺はやはりご理解していただきたいなということと、やはりあんまり条例でがんじがらめにしてしまうと、本当に今までコミュニケーションを保ちながらやっていたことが、かえって逆になっていくんじゃないかという私は気持ちを持っているんですが、やはり男女気軽に声を掛けてコミュニケーションを取るとするのは私、大事なことじゃないかと思うんです。それを、ハラスメントになるとか何とか、あまりにもがんじがらめにしてしまうような条例を作ってしまうと、本当に女性と男性の間に溝ができてしまって、コミュニケーションを保てないということにもなりかねないという気がいたしますがどうですか。

○企画部長（川村直人君）

この今回の条例につきましては、本市の男女共同参画の推進に関して基本的な考え方等を定める、いわゆる理念型の条例でございますので、細かいことで縛りということはないと思います。それから、先ほどの市の職員の管理職への女性の登用につきましても、この計画の40ページのほうに詳しく書いているわけですが、平等な取り扱いと成績主義の原則に基づきながらと。そして、女性の積極的な管理職登用や女性職員の職域拡大に努めます、というような形で、先ほど委員がご指摘のとおりでございますので、今後、男女問わず職員については、やはり資質の向上というのはいつも言っておりますので、お互い切磋琢磨をして、今後もそういった管理職登用にお互い競い合って、より良い競争が生まれれば望ましい姿ではないかなと思います。

○委員（植山利博君）

今のやり取りを聞いていまして、確かに能力主義なんですよ。だから、ある程度の所まで来たら能力のある方を登用することはあたりまえのことなだけで、そこに行き着くまでにやはりバイアスがかかっているわけです。子供のときから、ちっちゃいときから、例えば、男の子は高い教養を身につけて高いポストを、立身出世をなさいよと。こういう固定的な観念が今まであったわけです。女の子は、やはり家庭で家事で優しく、料理が上手でそういう成長をなさいよという刷り込みが今まであったから、例えば市役所の採用の段階で、男性と女性の比率がどうなっているか。女性は、やはり結婚をすると、職場を離れて出産をする、休暇を取る。そして、子供が大きくなるまでは職場に復帰しにくい、そうすることによって、やはり男性の採用をしたほうが企業としても、組織、行政としても効率がいい、だから機会均等法もできたわけです。女性と男性で差別をして採用をしないように、そういうハンディーが今までずっと積み重なってきていると、40代50代になったときに差が出てくるのは当然なんです。それと、今は違いますけれども、過去においては女性職員と、企業においても研修のあり方が、入ったときから幹部職員を目指して研修させるのと、ずっと現場の事務だけで終るんだよ、この人はどうせ結婚したらまたリタイヤしていくんだという人に企業も投資はしにくいわけです、研修とか幹部社員に対しての。だから、やはり格差というのが幹部職員が育たない、政策決定過程に女性が入ることは困難だと、いくら綺麗事を言っても現実にあの議場の中に女性が何人いますか、議会の側に2人、執行部に部長が1人とあと課長が1人ぐらいでしょ、これが現実なんです。だから、いくら綺麗事を言ってもみたって、そのバイアスの中で、そこを直さないことには今後この人口減の中で豊で活力のある社会ができない、国のそういう非常に危機意識を持ってこの法律も作ったし、私が決して言っているのは、男性女性と気軽に話もできないそんな社会じゃなくて、本当に能力のある人がちっちゃいときから能力に合ったように努力をすれば報われる、誰もが自分らしく生きられる社会を作るということは必要だということで、だからそれは前段ですよ。それで、条例のことを言っていけば、例えば教育のところは薄くできているんですよ。市の責務のところには、前条に定める

基本理念にのっとりと書いてあるんですよ。それから、市民の責務も基本理念にのっとりと書いてあるんです。それから、事業所の基本理念にのっとりと書いてあるんです。教育の推進はここも責務の推進になっていますけれども、基本理念に配慮したとなっているんです。ここものっとりとしなければいけないんです。だから、私に言わしたら教育部、教育委員会、この体質がまだ非常に古いんじゃないかと言わざるを得ない。この前、本会議でのジェンダーフリーの質問の中で、ジェンダーフリーとはどう言うことかと言われたときに、山口課長は答弁されましたが、もう一回答弁してもらえますか。ジェンダーフリーという言葉は、最近あまり使われないようになっていてと誤解を招きやすい、ジェンダーフリーというといかにも性を無視したような理解をされる、これは学習をしていない証拠なんです。例えば、同じ教室で小学生が体育の着替えをするとか、キャンプに行ったらジェンダーフリーでテントの中で男女が一緒に泊まるとか、それをもってジェンダーフリーと言っているなんていうことを言っていること自体が、驚きと一緒です。確かにそういうことを言って宣伝をした人達がいまいますが、ジェンダーフリーというのはあくまでも社会的歴史的に構成された男女の役割分担のことをいうのであって、誰も男の子と女の子と一緒にテントで寝泊りをしろとか、着替えをしろとか、そういうことを言っているのではないんです。そういうことを言っているからこそ、本当の意味での男女共同参画社会というのはいつまでたっても実現できないんです。どうですか課長。

○学校教育課長（山口幸彦君）

一般質問の中でジェンダーフリーのことについて言ったときに、今委員仰せのようなことで回答したと思います。そのときに、ジェンダーフリー等の質問に対して、それはどういう意味かという形で回答していないということに関して、そのとおりだと、仰せを聞いて思うことでございますが、その流れの中においてみて、あのような形で、現在そういうようなことを極端なことは行われていることではないということで、決してこの流れの中で男女共同参画が進んでいくことに対してみて、それが私個人としても、または教育委員会としてみても妨げとかそうであってはならないというような形での答弁であったつもりではないというふうに、その意思が通じなかったとすればお詫び申し上げますが、そういう回答のつもりでございました。

○委員（植山利博君）

そこで、なぜこののっとりじゃなくて配慮という1歩、2歩引いた表現になっていますけれども、この経緯はどういうことですか。

○企画部長（川村直人君）

その教育に携るところの条文については、その責務とするか推進とするか、あるいはその表現についてもいろいろ議論があったところでございます。結果として、推進ということになりましたけれども、そのときには、やはり教育とは市が携っていく、教育委員会が携っている教育だけではなくて、世の中を通じていろんな教育、地域、家庭さまざまな教育があると。ですから、そこに明確に責務というようなことはいかがなものだろうかというようなことがありました。それから、同様の項目について、他市の制定の状況などについてもいろいろ調べたところでございます。そういうのを総合的に勘案して、そういった表現になったということでご理解いただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

他市も大体似たような文章になっています。だから、僕もずっとあちこち調べて、もうちょっと積極的な表現になっているところはないかなと見ましたけれども、ほとんどこういう形になっていますので、これを直せとは言いませんけれども、やはりこの文言一つ一つにそれだけの重みがあるということは十分認識をしておいてほしいというので、あえていいました。それから、1条の2項ですね。積極的改善措置、ここが一番問題になってくるんだろうと、いわゆるポジティブアクションといわれるところです。これは企画部だけにとどまらず、全庁横断的に、いわゆる横串を刺すということをよく言われますけれども、教育委員会はもちろん、建設部であろうと農林水産部であろうと、すべての部において男女共同参画という視点で、すべての事業をどう見直していくかということが求められているのが、この積極的改善措置だというふうに私は思っております。ですから、市が行っているすべての事務事業について、もう1回検証する必要があると思っておりますけれども、まずこの積極的改善

措置の大きなものをいくつか、あればお示してください。

○企画政策課長（川路和幸君）

これまでも、男女共同参画の計画を策定してからも取り組んできておりますけれども、一番は特に方針決定の参加ということでの、今ありますクオータ制の取り組みなどを特に力を入れてきまして、今現在クオータ制の明記は八つの条例等があるわけですが、それ以外に明記されていないものにつきましても、毎年、年度初めにはそういう部分で、それぞれの関係のそういう条例等の審議会等、そういうものについては、それと改選時期とか、そういうときには積極的にそういう女性の投与というか、その参画ですね、そういう部分も積極的にお願いはしているところで、今現在としてはそこが一番積極的に取り組んでいるところかなと考えているところです。

○委員（植山利博君）

であればですね、今おっしゃったその政策決定過程に参画を進めると、クオータ制度の実現をというのであればですよ、16条、市は付属機関の委員の委嘱を行う場合には、ここですよ、今おっしゃったのはね。当該委員は男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとするとなっているんですよ。それで、22条はですね、審議会、審議会はそのものですからもっとウエイトは高いのは当たり前ですよ。この審議会は15人以内で組織すると。委員の総数の10分の4未満であってはならないと。ね。うたっている。で、片方はですね、努めるものとするとなっているんですよ。ここはどういうことですか。

○企画部長（川村直人君）

そこについては、今委員がおっしゃったとおり、この審議会については最も男女共同の基本的なことであるから、義務規定にしようということで、そういう規定でいたしております。16条のほうは、そこを義務規定にしてしまうと、じゃあこれに抵触した場合はどうなるんだということがございます。したがって、実際の問題としましては、従来充て職が審議会の中でも多かったわけです。そして、その充て職というのは先ほど来言われておりますように、やはりどうしても男性が充て職として着いておられることが多かったということで、そうすると全くこの10分の4なんていうのは満たすことはできないわけです。ですから、少しでもそれを近づけるために、充て職はできるだけやめてもらって、そして、そういう充て職をお願いしようとしている団体にそれぞれの代表者を出してくださいと。そして、場合によっては女性をできれば推薦していただければありがたいというようお願いもしてですね、庁内にもできるだけそういう意識を持って、審議会の委員の人の選定をしてくださいと。そして、その審議会の委員の決裁を受けるときには、企画政策課の男女共同参画のグループにも決裁を回して見てくださいというような形での取り組みはいたしているところでございます。

○委員（植山利博君）

そこでですね、それで、その取り組みは大事なことで、ぜひ進めていただきたいんですけども、確かに16条は防災とかね、いろんな資格要件があったり難しいのは分かってますから努力規定で仕方がないだろうと私も思いますけれども、このことについても、市長はその進捗状況を把握して広報すると、知らしめるというふうになってますから、それを随時楽しみにしたいと思っておりますけれども、それで今おっしゃった22条の最も重要な審議会ですね、審議会は、一部を公募により選出するものというふうにうたってありますけれども、この一部というのはどれくらいを公募を考えてらっしゃいますか。

○企画政策課長（川路和幸君）

まだ正式に決定しているわけではございませんけれども、現在の懇話会の委員の構成が学識経験者3人と、各地区の推薦が7名と行政機関が1名、一般公募ということで4名ということで現在懇話会となっておりますけれども、委員が15名以内ということで、他の審議会等などを見ても、大体4名程度が一番多いのかなと、うちで所管しております総合計画の審議会等も4名というようなことで、公募しましたけれども、現在のところ懇話会の今4名公募していますけれども、この程度は公募をしたいなというふうには考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

ぜひですね、この前の審議会の議論をしましたよね。三つ以上の審議会等には極力避けるということですので、今後はすべての審議会においてですね、やはり公募で集まらないという話もあるでしょうけれども、公募の枠を広げていって、より多くの市民の声を反映させるべきだろうと思います。特に、この22条でうたっている審議会はですね、少なくとも過半数は公募をしていただくようにですね、過半数ですよ、3分の2くらいは、できれば10名くらいは公募していただきたいと、私個人的には思っておりますので、そういう配慮をぜひしていただきたいと思うところであります。もうこれは答弁はいりませんので、そういう努めていただきたいと思います。

○副委員長（塩井川幸生君）

私は、女性3名と男は私一人の家庭に住んでおりまして、なぜこんな条例を作らないといけないのかよく分かりません。ここに書いてあることはいろいろあるんですけども、セクシュアル・ハラスメントであってもドメスティックであっても、これは当たり前、するといけないこと。これは法律も決まっています。悪いことを、倫理の問題以上のことをこうやって、なぜ決めないといけないような霧島市の状況になっているのか、私はよく分からないんですが、そういう犯罪とか実例とかたくさん上がってきているのですか。

○企画政策課長（川路和幸君）

現在、DV計画といいまして、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画ということで、県内の市町村では最初に作ったわけですけども、今回の条例の前文のところでも書いてありますけれども、実際このDVにつきましては、23年度9月現在で22件の相談が寄せられております。あと過去の状況ですけども、20年度で11件、21年度で52件、22年度が38件という状況がございます。

○副委員長（塩井川幸生君）

これの起こる原因というのが、世の中の状況であったり、この条例を作って、これが努力規定、責務と決めていかれるんですけども、私はこれを決めて本当にそれが減っていくのか、減る対策というのは別な手法でやっていかないと減る問題ではないような感じがするんですけども、私も昔は亭主閑白だったんですけども、もう十何年前からずっと負けっぱなしですね、いつも尻に敷かれておりますけれども、かえって私はこれは邪魔になるような感じがしますね。私は伸び伸びと尻に敷かれる方向に移っていきまされたけれども、これがなかったからそうなったのかもしれませんが、私はこの条例を制定して、こういういい結果がたくさん出るような条例なのか、周りが作ったから作らないといけないのか、私はよく理解ができないんですけども、別に方法があるんじゃないかと。ドメスティックであれセクシュアル・ハラスメントであれですね。その方法を考えるほうが、そういうことが多くて、差別的なことがあってこれを制定しようとする、目的は分かるんですけども、この事業者の責務もあるんですけども、私もちょっと事業をしていますけれども、ハローワークに行きましても、もう制約があるわけですよ。私が望むことを言ったら、いやそうしてくれるなど。私が求めている人を求められないわけですね。そんな制約をしてもらったら困るわけですよ。使ってください使ってくださいとハローワークからは推進員が来て、一人でもいいから使ってくださいと言ってきていて、実際ハローワークに行ったら、こういうことで規制があるわけですね。いや、そうしないで全体に広げてくださいと。私はこういう方をこういう条件で、こういう人を求めますと言うんだけど、それがこういうので束縛されるわけですね。ハローワークにもう2度、3度行きましたけれども、なかなか応募にきてもかなう人はなかなか見つかりませんが、その条件をかけないというのが、こういうのでまた規制されたら大変困るものですから、私個人にとりましては、私も家族4人でおりますけれども、何ら幸せで住んでおりまして、こういうので縛るといふ条例はよく理解ができませんけれども、ハローワークとかそういったところへの調査とか、何か話を執行部で聞かれたことはないですか。

○企画部長（川村直人君）

先ほどの雇用の話ですけども、これは男女雇用機会均等法で、事業主は労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならないと規定がされているというようなことで、ハローワークなどではそういう法律をもとに言っておられるということでご理解いただき

たいと思います。それから、そういった犯罪などが条例を定めたからといって減るかというような主旨だったと思うんですけども、先ほど言いましたように、この条例は理念を定めた基本条例でございますので、そういう考え方をお示して、そして条例を定めることによって、そういった意識を少しでも市民の方に持っていただくと。そして、その条例の中で基本計画を、霧島市男女共同参画計画というのがあります。これは当然基本法にもこういうのを作るように努めなければならないというのが規定してあります。そして、本市でも20年度に規定をしたわけですけども、この中の施策の方向のところ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの実施ということで、具体的にはこの計画に盛り込んであります。そして主な取り組みとしては、例えば具体的な施策の中の主な取り組みで、市報やケーブルテレビによる広報啓発とかリーフレットの作成とか、具体的なことはこの計画に定めてあります。ですから、条例を定めたことによって、少しでもそういった犯罪の根絶に意識を持っていただいて、減少させることができると、そういう願いも条例の狙いの中にはあるわけでございますので、ぜひまたこういった基本計画、あるいはDV計画も、また一度ゆっくりと目をとおしていただければありがたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

塩井川委員の話がありましたけれども、私も男一人、女性二人のような感じでした。うちの祖母は、鹿児島出身だったからということなんですか、男の子が先に風呂に入りなさいというところからはじまって、兄弟が私の頭の上を通ろうもんなら、頭をまたぐなみたいなことも言われていました。だからといって、うちの母がそうかといったらそうではなくて、だから今の嫁さんがそうかといったら全然そうじゃなくて。それで、今度は会社にいたら、昔は女性が週6時間しか残業できない、夜勤もできないという状況だったんですけども、今は女性も夜勤もある、ただそれは一緒に働く方がおられたらということになるんですけども、そうやってだんだん変わってきたというのは自らも認識しているところなんです。ですから、今塩井川委員が言われたように、なんでまた今更というものもあるのも事実だと思います。ただ、やはりこういうのもないといけないというのは、これから今後のことを考えたらということだと思うんですね。先ほど植山委員が言われたような、まだ女性には障害といったらあれですけども、いろんな出産とか就職のあれにしてもいろいろまだ若干残っている部分があるから、そういうのをなくするよということ、やはりこれは小学校、中学校、高校、そういうところからの教育で、そこから持ち上がった形にするという、まだ過渡期だから、過渡期だからやはりこういうのが必要なんだというのはあると思います。ですから、今の私たちにはもうそういうあんまり意識がないから、必要ないのかなというのもあるんですけども、そういう中で、私も3回くらい企画部が主催する男女共同参画のセミナーに出席させていただいたことはあるんですけども、行ったらやはり男一人なんです。あと女性ばかりなんです。男女共同参画というのは、両方が、だから男女共同参画で女性が頑張ってもらってもちょっと仕方がないのかな。これは男性が、やはりもう少し理解すべきなんじゃないのかな。だから、昔小さいときには、先ほど言ったように、女性の方が男性を持ち上げるという意味で、女性の方の思いやりが十分あったのかな。今は、男性のほうの今度は思いやりが本当必要な時代なんだろうなと思っています。そういう中で、先ほど言ったそのセミナーに関してになりますけれども、そういう状況があるのはご存知ですよね。何か変えていきたいという何か思いとかはありますか。

○企画政策課長（川路和幸君）

確かに今、宮本委員が言われますように、いろいろすべてというわけではないと思うんですけども、全体的には女性の方が多いいかなという状況はあると思います。今、広報啓発という取り組みの中で、地区別セミナーですね、いわゆる自治地区公民館単位で、保健福祉の健康づくりの事業と併せて一緒に今やっていますけれども、そういう中では、それも全体的には、今こうちょっとその開催状況を見ましても、まあ確かに女性のほうが全体的には、確かに地区自治公民館ですね、そういうところでもそういうセミナーをやっているんですけども、役員の方とかそういう方が男性の方で、多く出席はしていらっしゃるんですけども、我々のほうもできるだけ男性の方にも参加していただくようには、いろいろな団体のほうにも、常にこういうのがあります。後はブロック別セミナーというのな

のも2つ、例えば牧園と横川とか、そういうのを一緒に組み合わせたりして、その中身はまたいろいろまた要請もして、そういうとき私が1回行ったときには、男性の方も半々まではないですけども、かなり多くの方が出席をいただいております。そういうようなことで、私どものほうも、もうできるだけ男性の方にも積極的に参加していただきますようにはお願いはしているところですけども、現実としては今委員の言われるような状況がございます。

○委員（宮本明彦君）

やはり、それは一つの課題かなとも思っています。そしてもう一つ、部署はまた全然変わるんですけども、子育ての、出産関係だから、福祉関係で、ぐんぐんの木があるじゃないですか、ホームページの中に。何かあんなような本を渡していますよね。保健福祉部。ちょっと何だか忘れましてけれども。子育ての本ですよ。それはやはり女性がこっちに来られる、妊婦の検診がありますよね。あのときに来られるからそういった本を渡すんでしょうけれども、そういった本も結局は男性に分かっていただいたほうがいいんじゃないかなと。だから、男性にそういった出産、子育てのことを分かるような形で渡すほうがいいんじゃないかなというのも考えたことがあります。ですから、そういう意味では、市のほうもそういった意味で、ジェンダーフリーという言い方は悪いですね、男性のほうにもそういった出産、子育てに関して情報を与えるというのが必要じゃないかなと思うんですけども、その辺はここで答えていただけるわけにはいかないですよ、別のところだから。

○男女共同参画G長（安田律子君）

すこやか保健センターのほうで、一応男性と女性ということで、妊婦の方にはそういう内容等を夫婦一緒にできるように、夜のほうで開催をしているという状況があります。

○委員（宮本明彦君）

分かりました。そういうところが変わってきたということですね。そしたらもう次、中のほうにいきます。第15条、これ凄いいこと書かれたなと思ったんですけども、これ大体毎年何月くらいを予定されているんですか。

○企画政策課長（川路和幸君）

現在、この男女共同参画計画にそれぞれの取り組みが載ってしまっていて、これ庁内、横断的なそれぞれの部署にまたがっておりますので、庁内の推進連絡会議の場、いわゆる職員がやっている中で関係者が集まりまして、これについてどういう状況、進捗、どうなっているかということで、ここの中で見ていただけますと、そういう、どういう取り組みをしたというようなことで評価をするようになっていまして、毎年これを振り返りもやっていまして、実際そこまでやっていますけれども、それは今現在懇話会がございましてね。懇話会のほうには報告をいたしておりますけれども、市民の皆さんのほうにはまだ公表しておりませんので、今後ですね、そういう部分で、時期等についてはいつということはまだですけども、今後検討をさせていただくということです。

○委員（宮本明彦君）

もう1点だけ。22条ですか、審議会は委員15人以内で組織すると。そして第23条、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者のおりとするという形になっています。こう委員が欠けた場合というのは、何人が何人になったらって考えたらよろしいんですか。一人でも欠けたらいいのか、そしたら最初の人数は問わないということなのか、その辺を。

○企画部長（川村直人君）

一般的には様々な事情で辞められましたら、後任の方に入っていただく、そして団体などから代表で来られている方々について、もし交代をされたら当然代わっていただきますけれども、公募についてはなかなかそういうわけにはいかないと思います。通常は、そういった団体などから代表で来られている方々が辞められた場合については、後任の方に来ていただくという、これはもうこの審議会ではなくて、市が定めている審議会の一般的な規定ではございます。何人が何人ということではございません。

○委員（宮本明彦君）

これは、確かに一般的だと思うんですよ。一般的だと思うんですけども、そうしたら15人以内で

組織する、一人でもいいの、二人でもいいのかな、始まってしまふんじゃないかなという気もするんですよね。そういう意味で、何かもう少し何人以上くらいもあってもいいんじゃないかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。欠けるというのも何パーセント欠けたらとかですね。

○企画部長（川村直人君）

お願いをするときは、そういったよほどの事情で無い限り欠けるということは、予想をしていない前提でお願いしているところでございます。ですから、公募の方についてもできるだけ出席をしていただいて、その任期を全うしていただける方と。それから先ほど言いましたように、各団体などから出てきておられる方などについても、もし途中で交代をされたら、その後の方を出していただきたいと。そして、有識者の方々についても、任期が2年ということでお願いがしてございますので、できる限り任期は全うしていただきますようお願いをしております。ですから、会が極端にいうとたくさん辞めたらどうなるのかというようなご懸念であると思うんですけれども、まず多くの方が欠けるということにつきましては、実質的にはないところでございます。

○委員（久保史郎君）

一応、今回この条例が議決にいたった場合には、市及び事業者に対してはどのようなこの内容を交付されるおつもりなのか。

○企画部長（川村直人君）

市報などでも特集を組む予定でございます。また、市のホームページにも掲載いたすつもりです。それから条例につきましては、いわゆる解説をつけました逐条解説も付けて、ホームページなどでは公表をしたいと考えております。それから、リーフレットの作成などについても予定をしております。

○委員（久保史郎君）

学校教育のところではちょっとお伺いしたいんですけれども、各家庭教育では32ページのところに、この基本計画の32ページのところに、家庭教育における男の子は男らしく、女の子は女の子らしく育てるという考え方の中で、男性の親の場合は49%が同感すると。それから31.1%はやや同感すると、それから母親ですよね、女性の場合は29.1%が女の子は女の子らしくというのに同感すると、それから39.0%がやや同感するというので、やはり家庭においては男の子は男らしく、女の子は女の子らしくという、そういう意見が圧倒的に多いわけなんですけれども、学校教育に、特に小学校なんかが名簿の呼び方ですね、男女、あ行ならあ行からいく、あるいはその運動会なんかのかけっこ等の男女一緒に走らせるとか、そういうところが、ちょっと難しい対応策を考えていかななくてはならないと思うんですけれども、そこら辺との関連性はちょっとあればお示しください。なければ結構ですけれども。

○学校教育課長（山口幸彦君）

今、お話の出ました、男の子らしく女の子らしくの市民の意識調査については、かなり高い数字が出ているなということは承知しているところでございます。今、学校の中で、実際に学習をする中においてみて、様々な動きが出ていることもご案内のとおりでございますが、基本的には、例えば体育の授業の中で、男女一緒に活動させることのほうがいいのか、男女別のほうがいいのかというのは、その種目や内容によって違ってくるのかなと。低学年のほうでは、男女一緒にする活動というのはかなり多くの部分を占めてきますけれども、当然成長や発達すれば、段々成長によって違ってきますので、中学校では職員等が揃えば、もう男子生徒と女子生徒は別の形で運動等はやっておりますので、発達、まさしく世の中に男性と女性がいるという発達を理解しながら、相手を尊重する中においてみて、学習形態や内容も違っていくものと考えておりますので、一律に一緒にしなければならない、例えば男女共同参画だから一緒に活動しなければならないとかいう極端な例がないようにしなければならないと考えております。

○委員（久保史郎君）

そうだと思うんですよ。思いますけれども、実質的に小学校は、例えば男女一緒にすべてのスポーツなんかもするというような形になってくるとしましても、ある程度霧島市の教育委員会の取り組み

としては、例えば小学生の中でも3年生くらいまではもう一緒にするとか、あるいは後半になっては、もう男女は別々にするとか、当然もう中学生くらいになると男女は別々になってくると思うんですけども、そこら辺のやはり一つの目安的なものは、ある学校の、もちろん現場を踏まえながら、現場の校長先生やらよくいろいろ話はしなければいけないんでしょうけれども、目安的なものがある程度ないと、その学校に任せますよというような感じでは、またこの条例が出来た意味合いがなくなってしまうんじゃないかと思うんですよ。ですから、そこら辺は、また今後この条例が施行されたら大いに協議をしていていただいて、このアンケート結果にも基づいて、そんなに差異も無い中で取り組みをしていただきたいと思いますけれども。

○学校教育課長（山口幸彦君）

小学校と中学校の違いというのは先ほど出ましたけれども、小学校の中においてみても、中学年というのはちょうど中間になります。で、一つの活動をさせるときに、例えばドッジボールでもするときに、10人くらいのクラスの中でするときには、これはある意味では男女一緒にないとゲームに成立しないというのがあるんですが、40名の学級の場合には、今度は混同にすることが危険であったりというのがありますので、グループは男女別に分けておいて、その中で等質集団を作ってしまうような、実際にはもう同じ学年の中においてみても、人数構成や活動でかなりやってくるのではないかなと思いますが、委員おおせのように一つの考え方です、学年できちっと切るのは当然できないと思いますが、その活動の狙いを十分に達成するためにどのような学習集団を組むのがいいのか、それが男女別なのか、一緒なのかということについては、十分配慮をした形で学習指導が進められるように指導したいと思います。

○委員（仮屋国治君）

概念的に素晴らしい条例ができていくんだろうと思いますけれども、ただ概念は素晴らしくて中身がどうなのかというのはこれからの課題であろうかと思うんですが、先ほども各委員の質疑に対して、これから具体的に、じゃあどんなことをやっていくのかといったときに、クォータ制とか、管理職の登用の話くらいしか出ないわけですけども、これを市民の皆さんに浸透して、一層推進していくために、どのような具体例とか庁舎の体制でありますとか、事業でありますとか、そのようなものをお考えになっておられるのかお示しをいただけませんか。

○企画部長（川村直人君）

これは先ほども言いましたように、条例に先駆けまして、この基本計画を作ったわけですね。本来ならば条例で位置付けて、そして基本計画ができていけば、より条例に基づいた計画ですよというようなことでできるわけですけども、この男女共同参画推進につきましては、冒頭申しましたように、まずは計画を作って、計画を推進すべきじゃないかと、まず実践のほうを優先して条例はまたじっくり制定については話をすればいいんじゃないかというような協議が最初なされておりましたので、そういった通常とはちょっと変わっているかと思います。中身につきましては、この基本計画を見ただけですと、具体的施策、主な取り組み、それから種別所管課、詳しく書いてございます。ですから、この基本計画に基づいて先ほどありましたけれども、実施状況を毎年度、各担当部署課が取っております。そして、それを今後先ほどありましたように、検証をして市民の皆さんに公表していくと。その時期については庁内、それから今度条例を認めていただければ審議会などにもご報告をして、市民の皆さまには公表をしていくと、そういう手はずになってまいりますので、実践的な計画についてはすでにできているところでございます。

○委員（仮屋国治君）君

政策、施策、事業という流れからいくと、施策が先に出来てしまって、政策を今作って事業は出来ているということですけども、実際、普通の流れと違うのはこの計画書がやはり概念的なもの、推進をする計画書なものだから、具体例が見えてこないというのがなかなか難しいのかなと感じているところでもありますけれども、一つだけ自治会等で婦人部長、女性部長という役職があるんですけども、これは男女共同参画の観点からいけば是非か教えていただけませんか。

○企画部長（川村直人君）

それは、是か非かというのは簡単には言えないと思います。それは、この条例あるいはこの法律が固定的な役割意識を無くそうというのが目的ですので、それがそういう意味でなければ、置いてあるのであれば何ら問題はないと。例えば実際問題として、地区自治公民館長さんが女性の方がなっておられるところはここにちょっと資料を持っておりませんが、たぶんいらっしゃらなかったと思います。地区自治公民館長さんで女性はですね。ですから、そういう意味でこういった分野にも女性の進出というのは私たちは期待しておりますし、また公共的な団体についてもそういう部会というのはございますので、青年部会とか、それと同じような位置づけであれば何ら問題はないと思います。

○委員（仮屋国治君）

旧国分時代にやはり、男女共同参画で女性役員を登用しようという広報が流れたことがあったんですけども、そう思いながら、本当に女性部長、婦人部長というのは固定的役割分担ではないのかなという思いがありましたので、まず市民の浸透ということを考えてみますと、自治会組織を使ってということになってくるでしょうから、その辺の利用も、また今後整理をされて啓発していただければなと思っております。

○委員（植山利博君）

これは、要請をしておきたいと思います。先ほどもありました、市長は毎年検証して、これを報告すると、知らしめるということがありますので、この実現に向かってしっかりと取り組んで欲しいということと、企画のほうではいろんな啓発とか研修会とかされておりますけれども、ぜひ教育委員会が主催される生涯学習のいろんな市民に対する研修の場を持ってらっしゃいますので、そういう意味では、庁内で最も多くの研修会や勉強会をなされるのは教育委員会ですので、教育委員会としての立場で男女共同参画社会の実現に向けた研修会や講演会等を、ぜひ今後企画していただいて実施していただくことを要請したいと思います、一言ずつ見解を。

○教育部長（阿多己清君）

当然、この条例の目的というのは男女平等といいたいまいしょうか、そういう女性の社会進出というのが一つの大きなテーマだろうと思ってます。そういう意味では、我々の教育の分野というので果たす役割というのは、やはりかなり大きなものがあるという認識はしておりますので、これが学校教育の分野、そして生涯学習、社会教育の分野でも数多くそういう講座ものをしておりますので、できるだけまた部内で協議をしながら、できる部分があるのなら、積極的に進めていきたいと考えております。

○生涯学習課長（山下 修君）

今、社会教育の生涯学習の分野でもございました。今現在、生涯学習課、我々は人権教育の推進ということでやっておりますけれど、そういう中で、人権教育指導者養成講座というのをやっております。そういう中でもいろんな人権があるわけですけど、その中の一つでもやはり女性の人権という部分、基本は男女共同参画というよりは、まだ根の深い奥の深い人権という視点での部分なんですけれど、やっております。それから、家庭教育学級が53、市内の幼稚園、小学校あるようになってるんですけど、この中でもそういう男女共同参画及び女性の人権という部分でやっている部分もございます。でもまだまだ数が少ないのが実態でございます。そういう意味では、部長が言ったように、推進するとともに、また企画部のほうとも連携を図りながら、そういう学習という推進を図っていきたくて考えております。

○企画部長（川村直人君）

今、山下課長のほうからございましたように、教育委員会と企画政策課と連携をして、今後そういった普及啓発に努めてまいりたいと思います。それから、最初にあった目的のことで少し補足をさせていただきたいと思いますが、この目的が、ちょっと私のとり方も悪かったと思うんですけども、条例を制定する目的は何かと言われますと、この議案の前文ですね、ページで言いますと18ページの1番下から2行に目的が書いてあるわけですよ。いわゆる、制定の目的と言われればですね。それから、23ページの提案理由のところにも、いわゆる目的が書いてございますので、私もどうしても条例の目的は何かというと、これに目がいてしまいがちで、こう述べたわけですが、この条例を制定したことによって、どういう社会を作ろうとしているのかと聞かれれば、そういった答弁に

なったかと思えます。そして、先ほど植山委員のほうからも貴重なご意見をいただいたわけですが、この男女共同参画社会基本法のこれの前文に、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する再重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると。我が国でも、日本でも最重要課題と位置付けているということが法律に明記してあるわけです。その当然基本法を尊重して、本市でもこの 18 ページの前文のところ、本市で前文が、定めているというような環境基本条例とか、ほんのわずかだと思うんですけども、この 18 ページの下から 4 行目ですね、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できるような霧島市にしたいというのが、制定をしてその効果といますか、そういうことでございますので、ちょっと私も言葉足らずではあったと思えますけれども、そのような目的であって、今回の条例制定の運びになったということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[(なし) という声あり]

ないようですので、これで議案第 10 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 14 : 26]

[再開 14 : 40]

△ 議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について 及び 議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について を一括

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、及び議案第 16 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

それでは、議案第 15 号及び議案第 16 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」について、一括してご説明申し上げます。今回の両議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、議案第 15 号におきましては霧島湯之宮地区の、議案第 16 号におきましては霧島野上地区の住民の利便性の向上と地域の活性化をそれぞれ図ろうとするものであり、その根拠となる「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めることについて、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（川路和幸君）

議案第 15 号及び議案第 16 号、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」一括してご説明申し上げます。この 2 件の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）」に基づき、霧島大窪、湯之宮辺地と霧島田口、野上辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものでございます。「辺地」の定義は、同法第 2 条に規定してあり、所定の要件を満たせば公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を議会の議決を経て定めることができ、辺地対策事業債の起債が可能となります。辺地対策事業債は、元利償還金の 80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債でございます。次に、計画の具体的内容について、簡潔にご説明申し上げます。議案第 15 号の「別紙」総合整備計画書をご覧ください。

1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情、につきましては、ここに記載していると

りでありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画、をご覧ください。霧島大窪湯之宮地区内の1路線の市道整備を計画いたしております、計画期間は2年間となっております。平成24年度から平成25年度にかけて、市道永池～狩川線の改良工事を行う計画で、延長260m、幅員9m、事業費6,000万円でございます。次に、議案第16号の「別紙」総合整備計画書をご覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情、につきましては、ここに記載しているとおりでありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画、をご覧ください。霧島田口、野上地区内の2路線の市道整備を計画いたしております、計画期間は5年間となっております。1つ目の路線は、平成24年度から平成28年度にかけて、市道狭名田～水流山線の改良工事を行う計画で、延長180m、幅員6.5m、事業費9,600万円でございます。2つ目の路線は、平成24年度から平成28年度にかけて、市道泉水～市後柄線の改良工事を行う計画で、延長1,310m、幅員7m、事業費1億8,700万円、事業費の合計は、2億8,300万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

はじめにまず2点ほどちょっとお伺いしますけれども、今回、辺地債を用いたそれぞれの事業が上げられているわけですが、まず霧島市の辺地対策事業に使える旧町を教えてくださいと思います。

○企画政策課長（川路和幸君）

現在、市内の辺地地域、何箇所かということになるかと〔（旧町名でいいです）と言う声あり〕。わかりました。まず国分地区が6、そして牧園地区が4、そして霧島地区が3、横川地区が6、福山地区が2、溝辺地区が2、計23辺地でございます。

○委員（久保史郎君）

その中で、今回、辺地度点数がそれぞれ示してあるわけですね。この辺地度点数というのについて、内容をちょっとお示してください。

○企画政策課長（川路和幸君）

辺地度点数につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、施行規則に基づいて算定しますけれども、具体的には辺地地域の中心、これは、当該地域における固定資産課税台帳に登載された宅地の3.3㎡当たりの価格が最高の価格である地点から、公共施設等、小・中学校、郵便局とか役場、医療関係などまでのそれぞれの距離を国で定める単位距離で除した数値等を積み上げたものが点数となりまして、その点数の100点以上が辺地地域のいわゆる要件となっております。

○委員（久保史郎君）

ということになりますと、この点数が100点以上を超えたところは先ほど示された二十いくつでしたか、この中では何箇所あって、それぞれの点数はどのようになっているのか。

○企画政策課長（川路和幸君）

すべて100点を超えております。それが23辺地あるということです。

○委員（久保史郎君）

辺地度数の最高と最低を教えてください。

○企画部長（川村直人君）

その前に、辺地の考え方なんですけれども、いわゆる過疎は旧市町ごとに全区域が過疎地域に指定をされます。現在で言うと横川、牧園、それから福山の旧3町が過疎地域です。これは行政区域が全部です。それから、辺地につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、その辺地の中心というのがこの法令で定まっておりますので、そこでそれぞれの旧1市6町すべてに辺地地域があって、そしてそれが23。ですから、一部なんですけどね。そして、それぞれ辺地の点数がございまして、これの一番低いのが横川の崎山丸岡辺地で104点、それから一番高いのが山ヶ野辺地の212点ござ

います。

○委員（久保史郎君）

ということは、今回示されたそれぞれのこの事業計画は何年度かにわたって事業をされるわけですが、その点数によっては高いところから順に事業を取り入れていくということにはならないんですね。

○企画部長（川村直人君）

そのとおりでございます。これには、公共施設の整備が必要であるというところをその辺地事業債を充てようということでございますので、今回、市道でいいますと3路線、辺地で言うと2辺地ですね、それぞれを整備しようということでございますので、順番にとか、すべての23辺地で事業をしていこうとか、そういうことではございませんで、必要に応じてやっていくということでございます。

○委員（久保史郎君）

ということになりますと、この辺地債を使えるのはそれぞれの辺地があるのに、今回は霧島だけですよね。ですから、やはりそれぞれの各地域ごとに事業計画をもって取り組んでいかれないと、一方ではそういう、なぜこれを聞くかという、旧隼人町だけこれは使ったことがないわけですよ。ないですから、そういうのが、そうでしょう。今これを見ていただいて、説明があったとおりですね。そうしますと、やはりこの辺地があるところはある程度は平等的に、点数が高いところがあれば組んでいかれるのがごく普通じゃないかなと思ったものですから、今お聞きしているわけですよ。ただ、そういう重要性とかいろんな利便性とかそういうのがあって、計画をしていっしょやるということは理解はしているんですけども、しかし、霧島市全体としてから見たときにはやはりどこを1か所、どこを1か所という同じ地域であるのであれば、そういう取り組みのほうの方がよろしいんじゃないかと思ったものですから。もちろん当局は当局のそういう見解があると思いますので、していっしょやると思うんですけど、お聞きしたところです。

○企画部長（川村直人君）

すみません。先ほどの答弁を修正させていただきます。すべてでございませんで、隼人はゼロでございますので、今のところですね。隼人を除いた、その23の内訳の中で隼人がないということです。それから、先ほど言いましたけれども、過疎の場合は過疎計画という全体のいわゆる総合計画のようなのがあって、それを全体で議会の議決を得るわけですけども、この辺地は、それぞれの事業ごとでこうして議会の議決を受けるようになっていくわけですね。辺地全体の23の全体の計画があって、それでするのではなくて、個々の事業に応じた形でこの辺地の総合整備計画というのの議会の議決を得るようになっていくものですから、必要に応じてやっていくということになります。そしてまた、辺地債は非常に有利な辺地債でございますけれども、ほかに有利な補助事業とかですね、そういうのがあれば、当然そういった補助事業も当然活用していかなければなりませんので、過疎とはちょっと若干状況が違うものですから、必要に応じて、事業ごとに議会の議決を受けていくというシステムになっております。

○委員（久保史郎君）

その過疎債との違いを、若干お示しをしていただけますか。

○企画政策課長（川路和幸君）

端的に言いますと、過疎地域というのはもういわゆる旧行政区域単位で指定をされます。辺地は、先ほど言いましたその地域の中心から点数制でなっていくので、大きく違うのは辺地は行政区域の一部の地域、その要件に当てはまる区域、過疎地域はいわゆる一定のその要件の国が示す要件で、その行政区域全体がということで旧合併前の今合併特例で今横川、牧園、福山町が過疎地域ということになっております。それと、過疎債、辺地債あるわけですけど、先ほど私が説明しました辺地の場合は交付税措置が80%、過疎の場合は70%と、元利償還で、という違いがございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、それぞれの事業で金額が決まっているわけですけども、市の財政状況に応じたそういう金額的な決まりというのがあるんですか。

○企画部長（川村直人君）

当然、起債を活用していくわけですので、やはり経営健全化計画にのっとった形で、いくら辺地であるからといって、何でもかんでもこの辺地債を活用した事業をするかというところではないわけで、いろんな事業の優先度とか、様々な観点で辺地債を活用するかどうかというのは決めますけれども、一番もとなるのは経営健全化計画というのを尊重して、やはり起債はしていくということになっております。

○委員（久保史郎君）

私がお聞きしたいのは、その金額の、もちろんその道路工事によって違うんでしょうけど、金額の起債上限なんかが決まっているのかどうかということをちょっとお伺いしたいんですけど。

○企画部長（川村直人君）

上限につきましては、以前は許可制でしたけれども、今は協議制ということで、ないわけですが、いわゆる地方債計画というのが国全体ではございますので、無制限にあるというわけではありませんが、先ほど言いましたように、いくらまでという上限はありませんけれども、通常のその経営健全化内のある程度の枠の中で、事業はしていくということになります。制度的にいくらまでですよというのではないと思います。

○委員（下深迫孝二君）

大体、今お話を聞いていて分かったんですが、国分で辺地債を使える場所というのは、例えば6か所と今おっしゃいましたか、その場所を教えてください。

○企画政策課長（川路和幸君）

現在、国分地区の辺地、先ほど6か所と申し上げましたが、木原辺地、毛梨野・芦谷辺地、それと黒石・本戸辺地、そして口輪野・永迫辺地、上之段辺地、平山辺地の6辺地でございます。

○委員（下深迫孝二君）

上之段辺地と今おっしゃいましたけれども、上之段辺地というのはどこら辺を、全地域入っていますか。

○企画部長（川村直人君）

口で言うのは難しいですので、地図をお示ししたいと思います、よろしいでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

地図で確認をお願いします。ほかにありませんか。

○委員（植山利博君）

この整備について、非常に限定的な道路整備ですよ。その何なんですか、その継続的にこの道路をずっと整備していくというのでもない、というふうな理解でいいんですか。

○土木課道路整備第1G主査（丸山省吾君）

基本的には年次計画的にやっております、辺地の場合が5か年、また5か年が過ぎましたらまた議会のほうに上程しまして、また5か年という計画をやっていきますので、ある程度は年次的にやっていく計画をしております。

○委員（植山利博君）

道路整備については、特にこの辺地辺りになると、道路が狭隘だったりカーブが多かったりということで、いろんなところから道路整備の要望が出てくると思うんですけども、この要望を中心にして整備計画を立てられたものなのか。それとも、行政側で、例えば交通量の実態であるとか、そのような調査に基づく優先順位があって、整備計画が示されたものなのか。その辺のところについてはいかがですか。

○企画部長（川村直人君）

この辺地債を充当する事業につきましては、この法律で、どういう事業ができますよというのが決まっておりますので、現在本市で行っている辺地事業につきましては、市道と林道の整備をしております。そして、こういった辺地債の整備計画を立てるにあたりましては、おおむね5年間というルールがございますので、その5年以内で計画を立てていきますので、5年で終わらなければまた第2期の

計画でまた立てて、順次5年ごとに立てていくわけですがけれども、庁内で辺地の整備計画を活用して事業をしたいというところが、一応辺地の担当は企画のほうですので、上がってまいりまして、そしてその中で、じゃあ辺地債を使ってこの事業についてはやってみようというような庁内での協議を含めた形でやっております。そして、今回は市道が3件あったというような手順といたしますか、そういうふうになっております。

○委員（仮屋国治君）

今の植山委員の質疑にちょっと真っ向から答えていらっしゃらないような気がするんですけども、代弁しますとね、例えば2億8,300万円の事業で8割が返ってくるとしましても、5,000万円くらいはやはり出ていくわけですよ。一般財源だと思うわけですがけれども、それだけの金をこの辺地に使うべきなのかどうかという判断はどこがどうなさっているのかということですよ。その5,000万円のお金があって、本当に市街地の、まだでこぼこ道やいろいろ直そうと思えば使えるのではなからうかと。その要請、ここの事業をしようと思ったところの発信元はどういうところかということをお尋ねします。

○企画部長（川村直人君）

その通常の査定については、起債事業であろうが補助事業であろうが、当然財務当局を中心に査定はしていくわけです。そして、先ほど土木課のほうから答えがありましたように、年次的にずっとこの路線についてはやってきているわけですよ。そして、それぞれの地域間の格差是正を、辺地事業を活用して是正をしていこうというのが大きな目的ですので、何でもかんでもその辺地事業でできるかというところではございませんで、やはり辺地事業でやっていくにはある程度の一定の基準もございます。ですから、そういった辺地債の目的、この法律というのに基づいてやっていくわけですので、その中でやっていくと。そして、先ほど言われましたように、じゃあ市としての採択の順位とかそういうのはどうするのかということ総合的に、今度は市道が様々な事業で整備がなされるようになっておりますけれども、この事業については辺地債を充てていこうというような形で企画、財政、そして担当課と連携をして、今回のような辺地債を充てていこうと、そういう庁内の内部手順としてはなっているところですよ。ですから、今回も辺地債でやりたいというような希望はまだありました。ありましたけれども、その中から投資効果とか緊急性とか様々な観点から3路線を提案させていただいたということでございます。

○委員（植山利博君）

私の思いのところを今仮屋委員が代弁してもらったのかどうか微妙なところですがけれども、この9mの幅員がありますよね。これ5.5mから、これは何線ですか、霧島の大窪地区ですよ。よろしいですか、5.5mから9mとなっていますけど、9mと言えればかなり広い幅員だということに思っていますけれども、ここは歩道がつくんですか。そこを少し、片歩道なのか、両歩道なのか。もしあれば少しお示しをいただけますか。

○土木課道路整備第1G主査（丸山省吾君）

永池地区につきましては、永池地区の湯之宮辺地につきましては、歩道が片側歩道が2.5mつきまして、車道部が5.5mであります。片側歩道は2.5です。あとにつきましては、野上辺地の狭名田水流山線、泉水市後柄線については歩道がなく、車道だけになっております。

○委員（久保史郎君）

ちょっとほかは分かりませんので15号だけはちょっと確認させてください。この場所は、霧島神宮から向こうのほうに入っていくって、ロイヤルホテルに入るあの入り口の部分ですか。〔(はい) と言う声あり〕ですよ、この場所からいったときにですね。はい、分かりました。

○委員（宮本明彦君）

過去に1回だけこの辺地債を使うよというのはあったんですけど、今いくつ事業をやっておられますか、この二つのほかに。

○企画政策課長（川路和幸君）

23年度の事業でよろしいでしょうか。〔(はい) と言う声あり〕。現在、市道4路線と林道1路線を

23年度では実施しております。

○企画部長（川村直人君）

ちなみに、現在実施しよう、あるいは今回提案をしている事業につきましては、すべて合併前の時代から整備は進めてきている箇所でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔(なし) という声あり〕

ないようですので、これで議案第15号及び議案第16号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

〔休憩 15:05〕

〔再開 15:15〕

△ 議案第9号 霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第9号、霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

今回の条例改正につきましては、人事院勧告及び民間企業の情勢等を考慮し、給与構造改革における経過措置を見直すため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳しくは総務課長のほうに説明させますので、よろしくご審議方をお願いいたします。

○総務課長（塩川 剛君）

それでは、霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。平成18年4月から実施されました公務員の給与構造改革により、平均で4.8%の職員の給与引下げが行なわれました。その際、給与の激減緩和策といたしまして、給与構造改革後の給料の額が、平成18年3月31日に支給されていた額を下回る場合には、昇任や昇給に伴い上回るようになるまでの間、改定前の額と改定後の額の差額を、改定後の額に加えて支給する経過措置、いわゆる現給保障でございますが、これを設けるといって制度でございましたが、本市労働組合と合意して、現在に至っております。平成23年度の人事院勧告におきまして、国家公務員に対し、経過措置の年次的な削減及び廃止の勧告がなされました。このことを受け、組合と労使交渉を重ねた結果、平成27年度をもって経過措置を廃止することで合意いたしましたので、今回の定例議会に条例改正の議案を提出させていただいたものであります。改正条例であります。まず第1条におきまして、現在支給している差額を、5,000円を上限に半額削減することが規定されております。次に、第2条におきましては、平成27年度まで経過措置を実施するための字句の読み替えについて規定がなされております。最後に、第3条におきまして、経過措置を平成27年度をもって廃止することが規定されております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。内容が分かりづらいので、再度詳細をご説明ください。

○総務課長（塩川 剛君）

いわゆる給与構造改革というものがございました。これが平成17年に人勧で出されまして、平成18年の給与から適用されることになったわけです。それで、これによりまして、給与がぐんと落ちたと、安くなったわけです。その給与格差があまりにも大きかったものですから、激減緩和策といたしまして、3月末までもらっていた以上にもらっていた人、それ以下の人は当然下がるわけですけれども、以上にもらっていた人をそこにもってくるにはあまりにも急激だということで、政府は昇給・昇

任でずっと追いつくまで、そのままにするということが、当時の施策でなされたわけです。ところが、平成 23 年の人勧では、それがずっと続くものと思っていたものを、国家公務員給与に対しましてその削減をなくしましょうと、激減緩和策をなくしますという人勧が出たということでございます。国はこれを 2 分の 1、1 万円を上限に 2 年間で廃止するというところでございましたけれども、私どもが周辺の自治体との状況を調べながら組合と交渉いたしました結果、これを 5,000 円を限度にした半減額で、4 年間でゼロにすると、減給補償をなくするというように達しましたので、今回条例改正のほうをお願いしたということでございます。

○委員（久保史郎君）

あまりよく分からないのですけれども、平成 17 年の引き下げによって、激減緩和策をいきなり、あまりに金額が大きいということだったようですが、その人数と金額はどの程度だったのですか。

○総務課長（塩川 剛君）

現在で対象人員が 243 名となっております。金額が約 4,310 万円でございます。

○委員（久保史郎君）

今の 243 名の 4,310 万円ということですが、役職別ではわかりますか。

○総務課長（塩川 剛君）

役職は関係なく、年齢的には 40 歳代後半以上の方がほとんどです。

○委員（久保史郎君）

そういうことは、最高を 5,000 円という金額のそれでよろしいわけですか。

○総務課長（塩川 剛君）

5,000 円を限度に 2 分の 1 というところでございます。ですから、例えば差額が 3 万円の方は 2 分の 1 で 1 万 5,000 円なんですけれども、最高が 5,000 円ですので、1 年 5,000 ということになります。また、差額が 5,000 円の方は半分ですので 2,500 円ということです。これを 4 年間続けていって、最後は差し引きゼロとみなします。

○委員（下深迫孝二君）

今後、まだこの職員給与、国家公務員においても下げる方向で、今向かっていますよね。そうしたときに、市もそれに準じて、国が決まれば決定していこうというお考えはありますか。

○総務課長（塩川 剛君）

先般、国のほうで 7.8% の減額と。国においては平成 23 年度の人勧も実施していない状況でしたので、それらと合わせて減額するというところでございます。私どものほうは平成 23 年度の人勧のほうは実施しております。あと 7.8% をどうするかということでございますけれども、今のところ他の自治体の状況、また総務省がどういう判断をするかといったようなところ、その辺も注意していきながら検討しないとイケないと。7.8% になりますと、年齢的に高いところは格差で行いますので、年齢構成ごとに設定された率をかけますので、高い方は月に 10% 程度カットになるかと思えます。そうした場合に、月 40 万円もらっている方は 4 万円のカットで、年間にしますとボーナスまで含めて約 16 月ですので、64 万程度減額されるという、非常に影響の大きいものでございますので、そこは他の自治体、総務省の判断、その辺を十分見極めてから判断せざるを得ないというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

先ほど、対象者が 243 名で、額として 4,310 万円という答弁がありました。数で割れば 17 万円くらいになります。これは年間ということですか。月 5,000 円が限度だということに理解をするわけですが、17 万円であれば 16 月にしても 1 万円くらいになるのではないかと思います。それでいいのですか。そういう計算になりませんか。

○総務課長（塩川 剛君）

月 5,000 円ですので、かける 16 月としたときが 8 万円で、それくらい減ることになります。

○委員（植山利博君）

だから、先ほどは対象者は 243 名で、影響額が 4,310 万円とおっしゃったのですよね。それでいけば、一人当たり年間 17 万円くらいの影響額になると。3 万円の人も 2 分の 1 で、でも限度が 5,000

円ということですから、5,000 円より高い人は出ないわけでしょ、月額にすれば。違うんですか。そこをちょっと確認させてください。

○総務課長（塩川 剛君）

すみません。4,310 万円のこれは現在で、22 年度の見込みで2,268 万円くらいというふうに見込んでおりますので、その差額分が影響額ということになるろうかと思えます。平成 23 年度が約 4,310 万円の見込みですが、これはまだ実施していません。それで、24 年度に実施して 2,268 万 7,000 円程度、25 年度で 762 万円程度、26 年度で 240 万円、27 年度で 93 万円と減っていくという、そして最後でなくなると、そういうふうになんか減っていくというイメージでございます。

○委員（植山利博君）

最終的に 4,310 万円の影響額が出ると。最後の調整が終わった段階まででということですね。了解しました。

○委員（久保史郎君）

国が今、7.8%ですか、これはあくまでも国家公務員ですよ、現実的に取り組みをしていってやるのは。それは、まだ政府としても地方公務員の、そこまでの適用は明確には決まっていなと思うのですけれども、当然国家公務員の給与削減が出ると、100%地方公務員に影響をしていくというところからどうですか。

○総務課長（塩川 剛君）

今回の国会決議の付帯決議の中で、地方公務員についても適性に判断して欲しい旨のことが書かれております。その適性というのがどういう意味なのかという話になります。ですから、そこを総務省あたりが今度はどういう判断をするか、他の自治体がどういう判断をするかというのを見極めないと、何とも判断しづらいところでございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、毎回毎回ですよ、もちろん社会的民間企業のそこらへんと合わせて、人事院もそうやって勧告をされるわけですが、100%その人事院勧告に基本的なものは従わなければならないということではないのです。このままずっと行きますと、職員の給与を毎回毎回引き下げられるということは、仕事量とか士気にも影響してくるのではないかと思うのですけれども。

○総務部長（山口 剛君）

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の第 24 条に規定してありまして、その中に「国、他の公共団体及び民間と準拠しなければならない」というのがあります。ですから、基本的には私も人事委員会を置いておりませんので、国が引き下げると、それに伴って地方公務員法の第 24 条の趣旨に沿って、国のおりにやっていくということになっていきます。それで、今回の場合は、給与の場合は民間の検査をして、50 人以上の企業の給料を調べて、国家公務員との差をしたのが給与勧告になりますので、それをした部分につきましてはもう市のほうはやっておりますけれども、国のほうはそれとは別に災害復興費として捻出するために、人事院勧告とは別に引き下げをしようとしておりますので、この引き下げについては地方公務員法の第 24 条の趣旨とは違う、例えば本来は 10 万円だけれども、1 割カットして 9 万円にする部分については、人事院勧告とは関係のないところのお話になってきますので、ですからここは普通の人事院勧告の部分については市は準拠をしなければならないのですけれども、この部分についてはどうするかというのは、市のそれぞれの考えになってこようかと思えます。それで国の場合は、勝手に引き下げるわけですから、労働争議権とか交渉権みたいなのが公務員はないのですけれども、それをするんだったら交渉権を与えようという議論があったのですけれども、棚上げになったままになっています。そして、地方公務員については、労働交渉権の関係が全く議論されないままの状態ですから、今回は地方公務員については適切な配慮をして欲しいというようなことでやっていて、最初この話が持ち上がったころは、地方公務員は全く別だという国の判断があったのですけれども、だんだん国会で審議をする中で、自民党と民主党の間でいろいろ調整する中で、国会の付帯決議に入れようとか、最初は法の中に地方公務員の部分も入れたいという話もあったらしいのですけれども、それはちょっと地方分権の意味からも、国が勝手にやっていくと

いうのはおかしい話だよねという話になってきて、付帯決議という話になったのではないかと思っ
ているのですけれども。ですから、先ほど申しました第 24 条に「国及び他の地方公共団体との均衡を逸
しないようにしなければならない」となっていますので、国は下げるのですけれども、他の地方公共
団体がどうなるのかというのを見極めないといけません。それで、仮に下げないとなれば、霧島市だ
け下げるとするのは法の趣旨からいっても、やはり下げるべきではないという議論もあるかもしれま
せんので、そういった状況で決まっていくものと考えております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) という声あり〕

ないということですので、議案第 9 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 15 : 32〕

〔再開 15 : 34〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの議案第 15、16 号の辺地の件で、企画部長から訂正発言
が求められておりますので、発言を求めます。

○企画部長（川村直人君）

先ほど、現在事業をしているものにつきましては、すべて合併前からと申しましたけれども、実施
している市道についてはすべて合併前からということでございますので。あと林道がございますけ
れども、林道は新市になってからと申してございまして。すべて市道については合併前から実施
し、あるいは今回出ているのも合併前から実施されているものということで、訂正をさせていただ
きたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

〔休憩 15 : 36〕

〔再開 15 : 37〕

△ 議案にかかる自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから議案順に自由討議を行います。まず、議案第 9 号につ
いて、何かご意見はありませんか。

〔(なし) という声あり〕

ないようですので、これで議案第 9 号についての自由討議を終わります。次に、議案第 10 号につ
いて、何かご意見はありませんか。

〔(なし) という声あり〕

ないようですので、これで議案第 10 号についての自由討議を終わります。次に、議案第 15 号及び
議案第 16 号について、一括して、何かご意見はありませんか。

〔(なし) という声あり〕

ないようですので、これで議案第 15 号及び議案第 16 号についての自由討議を終わります。

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第 17 号 陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択についてを審査します。自由討議に入りますので、委員の皆様でご意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

陳情第 17 号の処理の仕方について、少し述べさせていただきたいと思いますが、今日は九州電力の方々をお呼びして、九州電力の企業としての川内原発にかかる基本的な考え方、今 1 号機、2 号機の再稼働についての考え方であるとか、川内原発としての今後のエネルギー政策等を聞いたわけですが、今の段階でこの陳情に対して、私としては当委員会では結論を出す時期では、まだないというふうに思っておりますので、国の動向、もしくは国のエネルギー政策的なものについても、将来ビジョンについても、何らかの形で検証をする必要があるのかなという思いがあります。ですから今後、この陳情についてはもうしばらく、引き続き調査研究をする必要があるのかなと。私はそう思っておりますので、そういう取り計らいをしていただきたいというふうに思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。（ないとき）

[（なし）と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第 17 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 15：40]

[再会 15：41]

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

委員長、自由討議の延長で、発言をお願いしたいと思いますが。

○委員長（常盤信一君）

はい、許可します。どうぞ。

○委員（植山利博君）

議案処理について、議長が前回も退席をされて、今回も退席をされるということですがけれども、私は委員会における議長の議案処理について、参加をされることは適切でないというふうに前から思っております。前回退席をされたのはどういう趣旨で退席をされたかはご本人からは聞いておりませんが、あのことを受けて、今後は委員会において、議長が採決に加わられることは私は不適切だというふうに思っております。ですから、機会がありましたら議会運営委員会等でも、ただ仮屋議長の判断ということではなくて、霧島市議会として議長が委員会の採決に加わることがどういうことなのか。是か非かということも議論をしていただいでですね。今回も前回も議長の個人的な意志として退席をされたわけですがけれども、今後は霧島市議会として、議長が委員会の採決に加わるべきかどうかをきちっと議論したうえで、方向性を出していただきたいと思っております。私個人としては、議長が採決に加わるべきではないというふうに思っておりますので、今後の取り計らいをお願いしたいと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

議長あるいは副議長が、要するに中立的な立場という観点から今、そうおっしゃったのかなという思いがするんですけれども、ただ委員会では一委員ですよね。議長といえども。ここに議長という立場で出席をされているんじゃないと、私は理解をするんですが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

そうであれば、委員会には来られても、全く採決をするときに加われないというのは、ちょっといかなものかなという気がいたしております。ここではあくまでも議長ではなくて、一委員であるというふうには私は思っているんですが。

○委員長（常盤信一君）

せっかく提案をされておりますので、少し時間を割いてみたいと思いますが、今お二人のほうから意見が出ましたが、ほかにご意見はありませんか。

○委員（久保史郎君）

私は、ここでの委員会の一委員として、議長が参加されて意見を述べられるのは、大いに結構だと思います。ただ採決に加わりますと、これは本会議にかかった場合に、本会議場では議長は採決に加われないわけです。ですから、議長としては中立の立場として、ここでは採決で、自分がどちらかというの、やはり参加されないほうがいいと思います。ですから、これは先ほど植山委員がいわれたように、議会運営委員会のほうで諮ってもらい、その結論をもって全員協議会なり、また議会なりで、きちっと明確にしておいたほうが、今後のためにいいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

それは議長だけですか。副議長を含めてですか。ただ、しかし二人は公務という重き立場にいらっしやるわけですね。

○委員（久保史郎君）

今、言葉足らずでした。一応、議長だけということでない。副議長は採決に加わるわけですので、本会議においては、ですからそれでいきますと、副議長は委員会の場では賛否の採決をされても問題はないと思いますけれども、議長の場合は同数、もしくはそういうときがあったときにしか採決・投票はされないわけですので、私は議長だけでいいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

例えば議長が病気になられたとか、そういうときは副議長が代役をされるわけですね。そうしたときには、やはりできないということになりますから、そこら辺はきちっと明確にしないといけないというのが、私はあるのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

基本的には、久保委員が言われたとおりでいいと思います。あくまでも副議長は、本会議の場でも採決に参加をしますので、委員会でも採決に参加をすることはやぶさかでない。ただ、今言われるように、議長に事故あるときは、副議長が議長に代わって議長職を務めるわけですから、その場合においては委員会でも適切な対応をされればいいわけですが、一般的には、副議長は委員会の採決にはされていいというふうに思います。私も、この点が疑問だったものですから、色々文献を調べて見れば、議長は委員会の採決には加わるべきでない、ほとんどの書物にそう書いてあるようです。副議長については、委員会の採決は問題がないということですので、そういう運営があるべき姿ではないかなというふうに思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

今議長の、採決に加わるか加わらないかの議論になっているわけなのですが、もともと委員のメンバーであるので、分母に当然入ってはいらっしゃるのでしょうが、採決のときは、前回も加わっていないということもありますけれども、そういう意味で言うと全会一致という表現がいいのかどうかも、私自身よく分からないところもあります。今出された点については、議会運営委員会に代表を派遣している関係もございまして、また私のほうからも、議会運営委員会の委員長のほうにはその旨を伝えて議論をしていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

[（はい）という声あり]

○委員（植山利博君）

それと、条例の中で、議員は1以上の委員会に所属するとなっております。ですから、議長も委員会に所属しなければならない立場となっております。ただ、議会に諮って、委員会から退くということも可能だというふうには書いてありますので、私は、議長はすべての委員会にももちろん参加をされて、発

言が自由にできるというふうにもうたっておりますので、そういう観点からすれば、委員会に一旦所属して、そして議会に諮って委員会から外れるという立場でいていただくのがベストかなというふうに思っております。そこも含めて議会運営委員会で諮っていただきたいというふうにお願いしておきます。

○委員長（常盤信一君）

はい。了解をいたしましたので、その旨をおきたいというふうに思います。

○委員（久保史郎君）

それと、事故あるときの副議長の交代の件もですね、併せて。

○委員長（常盤信一君）

わかりました。

△ 議案第 9 号 霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

それでは、次に、議案処理に入ります。まず、議案第 9 号、霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[（なし）という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 9 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）という声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 10 号 霧島市男女共同参画推進条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 10 号、霧島市男女共同参画推進条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[（なし）という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 10 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）という声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

[（なし）と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 15 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 16 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

[（なし）と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 16 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。陳情第 17 号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、討論に入ります前に、先ほどの自由討議の中で、意見がございましたが、どのようにお諮りしたらよろしいか、ご意見等がございましたら出してください。

○委員（久保史郎君）

先ほど、植山委員のほうから、この件については、説明があったとおり、継続が一番、現状では国の政策も決まっておられませんし、また今日の意見交換会で九州電力さんから聞いた説明でも、事業を再開したいのはもちろん、民間企業としてはあたりまえだけれども、やはり市民の理解とか、そういうものを踏まえて、国の動向を見ていच्छるような状態でございますので、現状では植山委員の言われたとおり継続をして、当委員会としても様子を見るべきだと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[（なし）と言う声あり]

○委員長（常盤信一君）

なければ、お二人の方から継続の意見が出されておりますので、委員長としてもその方向でお諮りをしたいと思いますが、継続で異議はございませんか。

[（異議なし）と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第17号については、継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

以上で、本日の審査がすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[（委員長一任）という声あり]

それでは委員長報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

[（異議なし）と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、これまでどおり、項目を「総合的な企画行政について」、「行財政運営について」、「消防行政について」及び「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」として、議長に提出することよろしいでしょうか。

○委員（宮本明彦君）

今、お手元に、2月に行われた第4回議会報告会の資料があります。この件は福山のところで、デマンド交通についてというような課題もありますので、基本的にこの案件については、私は調査を行っていきますよという回答でいいかと思っておりますので、所管事務調査の中にも入れていただければというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

別紙で第4回の議会報告会の総務委員会に質問のあった点が2点ございます。この点も含んでというふうに理解をしてもらってもいいですか。

[（異議なし）の声あり]

それでは、報告会における2点の質問については、閉会中の所管事務調査で実施をするということで、ご確認をいただきます。ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

もう1点提案なんすけど、今日議案第15、16号で、辺地債を活用した3か所の事業計画書の場所を示していただいて、審査をしたわけですけれども、実際この地図を見て1か所は理解できたのですけれども、あとの2か所がどこら辺にあるのか、本当は審査をする前に現地を見て、ああ、こういうところに使われるんだということが理解できたら一番よかったのですけれども、もし機会があるのであ

れば、この事業は継続で、まだ今からされる事業ですので、そこの現地も見させていただくことができらばと思っております。

○委員長（常盤信一君）

それでは、今出された意見も含めて、所管事務調査の中で時間等も配置を考えながら、配慮させていただきたいというふうに思います。ほかにございませんか。

[（なし）と言う声あり]

なければ、今出された所管事務調査については、日程等を執行部とも調整を図って、正副委員長協議の上、皆さんにお諮りをして、進めたいと思います。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

その他として、何かございませんか。

○委員（植山利博君）

行政視察の件ですけれども、原発の陳情が出ておりますので、行政視察をするときに、経済産業省あたりに行く機会をうまく作っていただいて、やはりエネルギー政策についての国の、現場の今の状況を聞き取りをする必要があるのではないかと思います。ですから、経済産業省の課長あたりをセッティングをしていただいて、勉強会なり、今の国のエネルギー政策の動向を調査する必要があるかと思っておりますので、正副委員長でそういう機会を作るような準備をしていただければ有り難いなというふうに思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

正副委員長や事務局とも相談しながら、取り入れたいというふうに思いますので、ご理解ください。ほかにありますか。

[（なし）と言う声あり]

ないようですので、以上で、本日の委員会審査を終了いたします。

[閉会 15：57]

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一